

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(研究職給料表の適用範囲) 第8条 研究職給料表は、次に掲げる広域振興局以外の出先機関若しくは別に指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で別に指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。 <u>(1) 環境保健研究センター</u> <u>(2) 先端科学技術研究センター</u> (3)～(7) [略]	(研究職給料表の適用範囲) 第8条 研究職給料表は、次に掲げる広域振興局以外の出先機関若しくは別に指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で別に指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。 <u>(1) 先端科学技術研究センター</u> <u>(2) 環境保健研究センター</u> (3)～(7) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成12年岩手県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外職員) 第2条 条例第2条第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(専ら試験研究業務に携わる者を除く。)とする。 <u>(1) 岩手県環境保健研究センター副所長</u> <u>(2) 岩手県先端科学技術研究センター副所長</u> (3)～(5) [略]	(適用除外職員) 第2条 条例第2条第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(専ら試験研究業務に携わる者を除く。)とする。 <u>(1) 岩手県先端科学技術研究センター副所長</u> <u>(2) 岩手県環境保健研究センター副所長</u> (3)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則の一部改正)

第3条 研究職員の研究成果活用企業の役員等兼業に係る休職の事由の基準等に関する規則(平成12年岩手県人事委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(試験研究に関する業務に従事する職員の範囲) 第2条 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる試験研究機関等に勤務する職員(当該試験研究機関等の長である職員を除く。)のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。 <u>(1) 岩手県環境保健研究センター</u>	(試験研究に関する業務に従事する職員の範囲) 第2条 条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる試験研究機関等に勤務する職員(当該試験研究機関等の長である職員を除く。)のうち研究をその職務の全部又は一部とする者をいう。 <u>(1) 岩手県先端科学技術研究センター</u>

(2) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u> (3)～(8) [略]	(2) <u>岩手県環境保健研究センター</u> (3)～(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第4条 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 試験研究機関等（第2条関係） (1) <u>岩手県環境保健研究センター</u> (2) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u> (3)～(8) [略]	別表 試験研究機関等（第2条関係） (1) <u>岩手県先端科学技術研究センター</u> (2) <u>岩手県環境保健研究センター</u> (3)～(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。